

つくばウェルネスパーク
指定管理者候補者選定検討結果報告書

平成30年10月29日

つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくばウェルネスパーク
- (2) 所在地 資料 2 「つくばウェルネスパーク施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくばウェルネスパーク施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくばウェルネスパーク施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくばウェルネスパーク条例（平成 21 年つくば市条例第 36 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくばウェルネスパーク施設概要」参照

3 指定予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所属等	氏名	備考
1	副市長	毛塚 幹人	座長
2	筑波大学システム情報系 社会工学域 准教授	岡田 幸彦	委嘱委員
3	税理士	川端 京子	
4	市民委員	松本 茂	

5	イオンモールつくば ゼネラルマネジャー	三田 輝幸	
6	社会保険労務士	宮田 美冬	
7	市民委員	若松 昭司	
8	スポーツ振興担当理事	萩原 武久	庁内委員
9	政策イノベーション部長	神部 匡毅	
10	財務部長	高野 正美	
11	市民部長（施設所管部長）	飯村 通治	

5 選定までの経過

平成30年7月20日（金）～平成30年8月30日（木） 募集要項配布

平成30年7月23日（月）～平成30年8月23日（木） 質問受付

平成30年8月10日（金） 現地説明会

平成30年7月27日（金）～平成30年8月30日（木） 申請書類受付

平成30年8月31日（金）～平成30年9月28日（金）

第一次審査（市民部スポーツ振興課、政策イノベーション部企画経営課
による書類審査）

平成30年10月29日（月） 指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】

名称：T.P.Hウェルネス推進グループ

所在地：茨城県つくば市篠崎 1990-11

【申請者2】

名称：シンコースポーツ株式会社

所在地：東京都中央区日本橋掘留町 2-1-1

【申請者3】

名称：つくばアクアファーム

所在地：茨城県つくば市竹園 3-18-2

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者 1	申請者 2	申請者 3	市上限額
31年度	74,311 千円	71,440 千円	70,000 千円	75,200 千円
32年度	75,068 千円	72,100 千円	70,000 千円	75,900 千円
33年度	75,021 千円	72,100 千円	70,000 千円	75,900 千円
34年度	75,285 千円	72,100 千円	70,000 千円	75,900 千円
35年度	75,021 千円	72,100 千円	70,000 千円	75,900 千円

8 審査

募集要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／市民部スポーツ振興課課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者 2】

名 称：シンコースポーツ株式会社

所在地：東京都中央区日本橋掘留町 2-1-1

代表者：代表取締役 石崎 克己

設 立：昭和 53 年 11 月 2 日

資本金：1 億円

事業内容：スポーツ施設の管理運営。スポーツ施設に関するコンサルティング業務。スポーツイベント等の企画、設計、管理。健康体力作り等スポーツに関する指導業務。スポーツに関する講習会の開催。スポーツ用品の販売。建物総合管理及び警備業務の請負。飲食店の経営。労働者派遣事業。介護保険法に基づく通所介護事業。介

介護保険法に基づく介護予防通所介護事業及び第1号通所事業。介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業。上記に付帯する一切の事業。等

主な実績：資料5（類似施設業務実績調査表）参照

(2)次点候補者

【申請者1】

名称：T.P.Hウェルネス推進グループ

所在地：茨城県つくば市篠崎 1990-11

代表者：株式会社塚越産業 代表取締役 塚越 俊祐

設立：昭和31年9月1日

資本金：4,050万円

事業内容：ごみ収集用品用具の製品販売および輸出入業。清掃用品販売。ビル管理業務・警備業務。医薬品の販売。建築業務。産業機器、農業資材の販売及び修理。公共施設の運営管理事業（指定管理者制度・PFI含む）。等

主な実績：資料5（類似施設業務実績調査表）参照

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者の選定に関する基準第6条の2及び第6条の3に基づき、申請者2を候補者として選定し、申請者1を次点候補者として選定した。

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。
 - (1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- 7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

つくばウェルネスパーク 施設概要

(1) 名称

つくばウェルネスパーク

(2) 所在地

つくば市山木1562番地

(3) 施設の設置目的

市民に運動の場及び保養の場を提供するとともに、必要に応じて健康の保持増進に関する指導及び助言を行うことにより、市民の健康づくりを支援し、及び促進するため。

(4) 設置日

平成22年4月1日

(5) 施設根拠（条例名）

つくばウェルネスパーク条例（平成21年つくば市条例第36号）

(6) 施設の概要等

① 敷地面積

95,066.82㎡

② 施設

ア 構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階

イ 施設概要

・ヘルスプラザ

25mプール（可動床付き）、幼児用プール、プール更衣室、シャワー室、温浴施設（露天風呂・炭酸泉風呂・圧注気泡・風呂・サウナ）、トレーニングルーム、検診室、スタジオ・リラクゼーションルーム、休憩室、パントリー、視聴覚室・研修室、ラウンジ、事務室

・フットボールスタジアムつくば（セキショウ チャレンジ スタジアム）

人工芝コート、クラブハウス、夜間照明、観客席 - 2 -

・スポーツフィールド（天然芝コート）

ウ 建築面積：4,680.38㎡

エ 延床面積：5,980.28㎡

オ 建築時期：平成22年4月

③ 設備

自家用電気設備、空気調和設備、換気設備、自動制御設備、中央監視設備、床暖房設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、オゾン設備、太陽光発電設備、下水道マンホールポンプ設備、エレベータ設備、自動ドア設備、蒸気設備（アキュームレータ）

④ その他

休憩棟、芝生広場、駐車場、樹木、調整池、ドッグラン、ランニング走路

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支
予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7： 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称					
	所在地					
	関係条例等					
	設置目的					
指定管理者	名称					
	所在地					
指定管理業務の内容						
指定期間						
総合評価(年度評価)	平成 年度					

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度, 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評価項目		
(1)管理状況		評点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃, 警備, 保守点検, 環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育, 育成は適切に行われたか。(就業規則, 接遇等研修, 法令, 情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策, 事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災, その他事故等緊急時の体制, 対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2)運営状況		評点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し, それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し, 適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果, 施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較, 導入後の推移等)	
【評価の理由】		

2 評価結果

評価項目			
(3) 収支状況	項目	視点	評点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
【評価の理由】			

【総合評価】

合計評点	評価ランク
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針も記載する。	

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧, 月別施設別稼働率一覧, 自主事業実績, 利用者満足度調査(アンケート調査等)結果, 苦情一覧, 収支報告書等), モニタリングチェックシート, 労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
- 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
- 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
- 1: 工夫や改善は認められるが, 結果的に目標や計画を下回っており, さらなる努力が必要なもの
- 0: 目標や計画を下回っており, (所管部署の指導にもかかわらず,) 工夫, 改善が足りないもの

※ ただし, 採点に当たっては, 目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果, 特に優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が46点以上)
- A: 総合的に評価した結果, 優れていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が37~45点)
- B: 総合的に評価した結果, 適正に運営されていると認められる
(0点の項目が無く, 合計点が28~36点)
- C: 総合的に評価した結果, さらなる努力が必要であると認められる
(合計点が17~27点, ただし, 合計点が28点以上であっても0点の項目がある場合)
- D: 総合的に評価した結果, 改善すべき点があると認められる
(合計点が16点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により, 下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加算
- A: 3点加算
- B: 0点
- C: 3点減算
- D: 5点減算

※更新年度評価での加減点とし, 年度評価及び最終評価では考慮しない。

つくばウェルネスパーク 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	T.P.Hウェルネス推進グループ	シンコースポーツ株式会社	つくばアクアファーム	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5				3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7				4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7				4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	7				4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	7				4
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	5				3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5				3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5				3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5				3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5				3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	7				4
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、 活動状況、 事業報告書、 収支決算書、納税	7				4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、 定款等活動状況、 事業報告書	5				3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、 積算内訳、 労働環境確認シート	5				3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		7				4
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表					
合計点数			89				(基準点) 52
適・否							

類似施設業務実績調査表

指定管理者を募集する施設

つくばウェルネスパーク

所管課

スポーツ振興課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
T. P. Hウェルネス推進グループ	つくばウェルネスパーク	指定管理	H22～H30	無
	常陸大宮市	介護予防事業(公民館指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	笠間市(友部地区)	介護予防事業(運動指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	フォレスパ大子(大子町)	特定保健指導(プール指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県芳賀教育事務所 学校支援課	小学校水泳指導員派遣 (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県茂木町	介護予防事業(福祉センター 出張指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
	栃木県さくら市	保険高齢対策事業(さくら施設 内運動指導) (株)パシフィック	H23～H24	無
シンコースポーツ(株)	リフレッシュプラザ柏	指定管理	H18～H33	有
	さわやかプラザ軽井沢 (千葉県鎌ヶ谷市)	指定管理	H22～H32	有
	和名ヶ谷スポーツセンター (千葉県松戸市)	委託	H8～H31	無
	厚木ふれあいプラザ (神奈川県厚木市)	指定管理	H26～H33	有
	上尾市健康プラザ「わくわく ランド」	指定管理	H24～H34	無
	さいたま市健康福祉センター 「西楽園」	指定管理	H27～H32	有

深谷グリーンパーク (埼玉県深谷市)	指定管理	H24～H34	有
ヨネッツこうちプール (高知県高知市)	指定管理	H18～H31	有
高松ループしおのえ (香川県高松市)	指定管理	H18～H33	有
一宮市エコハウス	指定管理	H20～H35	無
豊橋市りすば豊橋	再委託	H21～H30	有
広島クアハウス湯の山 (広島県広島市)	再委託	H22～H32	無
県民健康福祉村「ときめき元 気館」 (埼玉県越谷市)	指定管理	H23～H33	有
狭山市健康文化センター「サ ンパーク奥富」	指定管理	H22～H31	無
倉敷交流スクエア (岡山県倉敷市)	指定管理	H25～H32	有
出雲ゆうプラザ (島根県出雲市)	指定管理	H22～H33	有
一宮 ゆうゆうのやかた (愛知県一宮市)	指定管理	H20～H35	無
寝屋川市西高齢者福祉セン ター	指定管理	H30～H35	無
ラ・ペアーレ浜田 (島根県浜田市)	指定管理	H25～H30	有
西条市椿交流館 (愛知県西西条市)	指定管理	H29～H32	有
久留米市城島保険福祉セン ター	指定管理	H27～H32	有
久留米市北野複合施設	指定管理	H27～H32	有

佐賀県牛津保健センター (佐賀県子城市)	指定管理	H23～H33	無
佐賀県三日月保健センター (佐賀県小城市)	指定管理	H20～H33	無
上富良野町保健福祉総合センター「かみん」 (北海道空知郡上富良野町)	委託	H28～H33	無
千葉市中央コミュニティセンター	指定管理	H23～H33	有
静岡県総合健康センター (静岡県三島市)	指定管理	H24～H32	無
立川市泉市民体育館	指定管理	H26～H31	有
あきる野市五日市ファインプラザ	指定管理	H21～H31	有
八王子市甲の原体育館	指定管理	H25～H33	有
長野運動公園総合運動場 (長野県長野市)	指定管理	H18～H33	有
南長野運動公園 (長野県長野市)	指定管理	H28～H33	有
岡谷市スポーツ施設	指定管理	H21～H31	有
中央区立総合スポーツセンター	指定管理	H18～H33	無
南足柄市体育施設	指定管理	H26～H31	有
寒川町総合体育館	指定管理	H28～H33	無
三島市体育施設等	指定管理	H17～H31	有
島田市総合スポーツセンター	指定管理	H22～H35	有
静岡県富士市水泳場	指定管理	H30～H35	無

群馬県立敷島公園 (群馬県前橋市)	指定管理	H24～H33	有
佐野市運動公園	指定管理	H29～H34	無
忍野村フィットネスセンター	指定管理	H27～H32	無
和光市勤労福祉センター	指定管理	H23～H33	無
蕨市民体育館	指定管理	H23～H33	無
熊谷運動公園(埼玉県熊谷市)	指定管理	H21～H34	無
久喜市立体育施設 (栗橋・菖蒲・鷺宮)	指定管理	H26～H31	有
あさごふれあいプール「くじら」 (兵庫県朝来市)	指定管理	H17～H33	無
朝来和田山プール「エスポア」 (兵庫県朝来市)	指定管理	H20～H33	無
倉敷市屋内水泳センター	指定管理	H26～H31	無
広島県立びんご運動公園 (広島県尾道市)	指定管理	H28～H34	有
茨木市西河原市民プール	指定管理	H27～H32	有
大宰府史跡水辺公園 (福岡県太宰府市)	指定管理	H18～H33	無
香川県立総合プール (香川県高松市)	指定管理	H20～H35	有
和歌山秋葉山プール (和歌山県和歌山市)	指定管理	H25～H31	有
久留米市民温水プール	指定管理	H29～H34	無
総合ケアセンター「ゆくり」 (北海道勇払郡厚真町)	委託	H29～H31	無

オーベルジュましけ (北海道増毛郡増毛町)	委託	H29～H31	無
吉田町総合体育館	委託	H30～H31	無
埼玉白岡保健センター (埼玉県白岡市)	委託	H16～H31	無
芦屋福祉プール (兵庫県芦屋市)	委託	H22～H31	無
養父市温水プール	指定管理 委託	H26～H 29(指定 管理) H29～H	無
越谷市市民プール	再委託	H17～H31	無
静岡エコパアリーナ【小笠山 総合運動公園トレーニング ルーム】 (静岡県袋井市)	再委託	H26～H33	無
宝塚市スポーツセンター	再委託	H26～H31	無
満島けんこうクラブ (兵庫県養父市)	委託	H30～H31	無
昭島市スポーツセンター	委託	H17～H31	無
岡崎げんき館 (静岡県岡崎市)	PFI	H20～H46	無
新潟県立武道館 (新潟県上越市)	PFI	H31～H47	無
袋井市総合体育館	PFI	H32～H48	無